

県南広域振興局長告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年12月26日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花巻北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市高木第21地割32番5地先から東十二丁目第25地割117番1地先まで	新	A 18.7~8.8 m	m 2,968.8
		B 30.0~16.7	2,986.7
	旧	A 18.7~8.8	2,968.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
  - (2) 期間 平成26年12月26日から平成27年1月26日まで